

平成19年度予算（案）の概要 （厚生労働省医政局）

平成19年度予算案	1,985億5千3百万円
平成18年度予算額	2,008億9千5百万円
差引増△減額	△23億4千2百万円
対前年度伸率	98.8%

（注）上記計数には、「★厚生労働科学研究費補助金138億3千7百万円（平成18年度133億3千5百万円）」は含まない。

I 医師確保対策予算の概要

II 主要施策

1. 医師確保対策の推進
2. 医療資源の効率的活用による地域医療提供体制の確保
3. 安全・安心で質の高い医療の基盤整備
4. 医療分野における情報化の推進
5. 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化
6. その他

医師確保対策の推進

地域間・診療科間等における医師の偏在により、医師不足が深刻になっている状況に対応するため、都道府県地域医療対策協議会の取組に対する支援や、小児科・産科における拠点病院づくりをはじめ、「新医師確保総合対策」(平成18年8月)等に基づく各般の医師確保対策を推進する。

18年度当初
予算額
41億円



19年度 予算案	92億円
18年度補正予算案	8億円
合 計	100億円

併せて、地方財政措置として、

- ・医師確保対策に係る地方単独事業分(※の事業) 30億円
- ・医師確保対策に係る補助事業の地方負担分 64億円
- ・18年度補正予算(案)計上補助事業の地方負担分 7億円

合 計 101億円

1. 医師派遣についての都道府県等の役割と機能の強化

- 医療対策協議会を都道府県に設置(地方財政措置(6.1億円)【新規】※)
- 地域医療支援中央会議を国に設置【新規】 1百万円
- 医療対策協議会の計画に基づく派遣に協力する病院への助成【新規】 7.1億円
- 拠点病院(マグネットホスピタル)の活用【新規】 3.8億円
- 地域医療の確保を図るための先駆的なモデル事業に助成【新規】 1.9億円
- 都道府県による地域定着を条件とした奨学金
(地方財政措置(11億円)【新規】※)
- 市町村による医師不足病院等における医師確保支援*
(地方財政措置(12億円)【新規】※)

2. 開業医の役割の強化

- 初期救急の対応に地域の開業医等が参画する仕組みの強化等
 - ・小児初期救急センター整備事業の実施(18年度補正予算案(3.2億円))
 - ・休日夜間急患センターに配置する医師の増員
(地方財政措置(12億円: *の再掲)※)
- 患者・住民への啓発 5.7億円
 - ・小児救急電話相談事業(＃8000)の拡充(電話相談事業の休日夜間対応・携帯電話の利用等の充実)

3. 地域の拠点となる病院づくりとネットワーク化

- 小児科・産科のネットワーク化のための連携病院の整備費用の助成(18年度補正予算案(2.7億円)) 5.8億円
- 小児救急病院における医師等の休日夜間配置の充実 24億円
- 臨床研修において医師不足地域や小児科・産婦人科を重点的に支援【新規】 22億円
- 出産・育児等に対応した女性医師等の多様な就業の支援 14億円
- 助産師の活用 1.6億円

4. 患者のアクセスの支援

- 離島等アクセスが悪い地域の患者等が拠点病院などを利用するための宿泊施設整備(18年度補正予算案(1.2億円))
- 離島巡回診療ヘリ運営事業の創設【新規】 90百万円

5. 医療紛争の早期解決

- 分娩時に医療事故に遭った患者に対する救済制度の設計・調査等の支援(18年度補正予算案(1.1億円)) 10百万円
- 医療事故に係る死因究明制度の検討等 1.3億円

Ⅱ 主要施策

1. 医師確保対策の推進

9, 180百万円 (4, 071百万円)

地域間、診療科間等における医師の偏在により、医師不足が深刻になっている状況に対応するため各般の医師確保対策を推進

(1) 医師派遣についての都道府県の役割と機能の強化 (新規)

1, 275百万円

都道府県による地域医療の確保に向け、医療対策協議会の計画に基づく派遣に協力する病院やマグネットホスピタルを活用した研修等への助成を行うとともに、国に、公的医療団体等が参画する「地域医療支援中央会議」を設置し、関係団体等により実施されている好事例の収集・調査・紹介など改善方策の検討、都道府県からの要請に応じ、緊急時の医師派遣など地域の実情に応じた支援を行う。

また、都道府県が地域医療の確保を図るため、独自に創意工夫を凝らした先駆的なモデル事業を実施するために必要な支援を行う。

(2) 開業医の役割強化

573百万円

小児救急電話相談事業（#8000）の拡充や小児初期救急センターの整備を行い、軽症患者の不安解消を図るとともに、患者の症状に応じた適切な医療提供を推進する。

(3) 地域の拠点となる病院づくりとネットワーク化

6, 814百万円

○ 小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり (新規)

582百万円

多くの病院で小児科医・産科医が少数で勤務している結果、勤務環境が厳しくなっている状況などを踏まえ、限られた医療資源の重点的かつ効率的な配置による地域の医療提供体制の構築を図る中で、小児科・産科医療体制の集約化・重点化を行うため、他科病床への医療機能の変更等に係る整備などを行う場合に、支援を行う。

○ 小児救急病院における医師等の休日夜間配置の充実

2, 362百万円

小児の二次救急医療を担う小児救急支援事業及び小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の充実を図る。

- 臨床研修において医師不足地域や小児科・産婦人科を重点に支援（新規） 2, 231百万円
へき地・離島の診療所における地域保健・医療の研修、小児科・産婦人科や医師不足地域の病院における宿日直研修に対する支援の実施等により、地域の医療提供体制の確保を図る。
- 出産・育児等に対応した女性医師等の多様な就業の支援 1, 429百万円
病院内保育所について、女性医師等が子育てと診療の両立のための支援が推進されるよう基準を緩和する。
また、女性医師バンクを設立し、女性のライフステージに応じた就労を支援するとともに、離職医師の再就業を支援するために研修を実施する。
- 助産師の活用 161百万円
地域において安心・安全な出産ができる体制を確保する上で、産科医師との適切な役割分担・連携の下、正常産を扱うことのできる助産師や助産所を活用する体制の整備を進めるため、臨床実務研修を行い、潜在助産師等の産科診療所での就業を促進する。
また、産科診療所等で働く看護師が、助産師資格を取得しやすくするため、助産師養成所の開校を促進し助産師の養成を図る。

(4) 患者のアクセスの支援（新規）	90百万円
--------------------	-------

複数の離島が点在する地域等において、ヘリコプターを活用し、巡回診療を実施するために必要な支援を行う。

(5) 医療紛争の早期解決	140百万円
---------------	--------

- 産科無過失補償制度への支援（新規） 10百万円
安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対して救済し、紛争の早期解決を図るとともに、事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図る仕組み（いわゆる無過失補償制度）の創設に伴い、普及啓発のための支援を行う。
- 医療事故に係る死因究明制度の検討等 130百万円
診療行為に関連した死亡事例についての調査分析を実施し、再発防止策を検討するモデル事業の充実を図るとともに、これまでのモデル事業の実施状況も踏まえ、医療事故の死因究明制度、裁判外紛争処理制度等の構築に向けて具体的検討を行う。

※ 平成18年度補正予算案において、小児初期救急センターの整備等の助成及び産科無過失補償制度の創設に向け、調査・制度設計等のための支援を行う。（823百万円）

2. 医療資源の効率的活用による地域医療提供体制の確保

29,422百万円(25,558百万円)

救急やへき地など医療資源を効率的に活用した地域医療提供体制の確保

(1) 小児救急医療体制をはじめとする救急医療体制の確保

8,948百万円

小児救急医療体制の更なる整備やドクターヘリ事業の拡充など救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を図る。

○ ドクターヘリ導入促進事業の拡充

1,103百万円

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ(救急医療の専門医・看護師が同乗する救急専用ヘリコプター)事業の充実を図る。

(2) へき地などの保健医療対策の充実

2,321百万円

電話やインターネット等により、へき地・離島に勤務する医師に対する専門医による診療相談体制などの充実を図る。

3. 安全・安心で質の高い医療の基盤整備

31,321百万円(35,127百万円)

安全・安心で質の高い医療を提供し、国民の医療に対する信頼を確保するための基盤整備が図られるよう必要な施策を実施

(1) 医師、看護師等の資質向上

9,558百万円

○ 医師等の再教育の実施(新規)

3百万円

行政処分を受けた医師等に再教育を実施する。

○ 新人看護職員研修のあり方に関する検討会(新規)

5百万円

新人看護職員の資質を確保し向上させるための研修のしくみ等について検討を行う。

○ 専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師の育成事業の充実

201百万円

がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアを充実するため、臨床実務研修の実施により、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る。

- 看護職員の多様な勤務形態による就業促進事業（新規） 8百万円
看護職員確保のため、多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例の収集・紹介を行うとともに、医療機関の人事・労務担当者に対する普及研修を実施する。

(2) 終末期医療のあり方についての調査・検討（新規）	5百万円
-----------------------------	------

終末期医療に関する、国民、医療従事者、介護・福祉施設職員の意識の変化を調査し、患者の意思を尊重した望ましい終末期医療のあり方について検討を行う。

(3) 在宅緩和ケア対策の推進	214百万円
-----------------	--------

在宅療養患者とその家族の生活の質（QOL）の向上を目指し、在宅における緩和ケアを希望する患者等に対する総合的な相談・支援を行う在宅緩和ケア支援センターを新たに設置するとともに、医療従事者の研修や在宅ホスピスケア推進のためのアドバイザー派遣、普及啓発を実施する。

4. 医療分野における情報化の推進 803百万円（518百万円）

医療に関する情報を提供し、患者の選択を尊重した医療の実現を図るとともに、医療分野における情報化を推進

(1) 根拠に基づく医療（EBM）の推進	190百万円
----------------------	--------

根拠に基づく医療（EBM）が実践できるようインターネット等を活用し、最新で質の高い医療情報を医療関係者や患者・国民に提供する。（★厚生労働科学研究費補助金）

(2) 診療情報連携のための電子カルテシステムの普及	612百万円
----------------------------	--------

- 医療情報システムのための医療知識基盤データベースの研究開発（新規） 185百万円

IT化に伴い蓄積される医療情報から、臨床研究や診療に有用な情報を効率的に得るため、検索や解析を容易にする日本語版医療知識基盤データベースを研究開発する。

○ 医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツールの開発（新規）

140百万円

異なるメーカー間のシステムを相互接続することに資するよう、相手システムと支障なく情報のやりとりができるかどうかの確認を行うための試験ツールを開発し、その試験結果を公表することにより、医療情報システムの普及と標準化を併せて推進する。

○ 診療情報連携のための電子カルテシステムの普及

229百万円

診療情報連携ネットワークの構築を効率的に推進するため、地域の医療機関が電子カルテの導入に必要な設備等を幅広く共同利用可能な体制を整備（共同利用型データセンター設置等）し、電子カルテ導入費用を軽減しつつ、情報連携に適した電子カルテシステムの普及を図る。

5. 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

6,050百万円（4,603百万円）

国際的に魅力のある創薬環境の実現及び医薬品・医療機器産業ビジョンの実現に向けた取り組みの推進

(1) 優れた医薬品・医療機器の研究開発の推進等

5,198百万円

○ 先端医療の実用化

1,861百万円

国際的に最先端の研究が進められている再生医療分野を含め、先端医療の実用化に資する基礎研究成果を臨床応用に向けて加速させるための研究を推進する。

（★厚生労働科学研究費補助金）

○ 優れた医薬品・医療機器の研究開発の推進

3,330百万円

国民の保健医療水準の向上に資するよう我が国の医薬品・医療機器産業に係る研究開発を推進する。このため、質の高い臨床試験の実施そのものに対して研究資金を提供するほか、身体への負荷の低減を目指した医療機器の研究開発を推進する。

（★厚生労働科学研究費補助金）

○ 後発医薬品の使用促進（新規）

7百万円

後発医薬品の使用を促進するため、後発医薬品の信頼性確保の観点から、メーカーに対して安定供給の実効的な指導を行うとともに、後発医薬品の品質等に関して医療関係者及び患者・国民に対して周知を図る。

(2) 治験を含む臨床研究実施環境の緊急整備・充実

852百万円

○ 治験拠点病院の整備・充実（新規）

756百万円

医薬品の承認に不可欠な治験を推進するため、治験拠点病院を選定し、治験環境の整備・充実を5カ年計画で図り、国際競争力のある創薬環境を整備する。

- 治験コーディネーター等の養成 90百万円
治験の実施に当たり医師と患者とのパイプ役となり治験を円滑に進める治験コーディネーターの養成研修及び質の高い治験を効率的に行うために必要な治験データの収集や整理を担当するデータマネージャーの養成研修を実施する。
- 「臨床研究に関する倫理指針」遵守状況調査の実施（新規） 6百万円
臨床研究における被験者保護の観点から、厚生労働科学研究費補助金を受けている研究事業のうち、臨床研究を実施しているものを対象とした書面及び実地の調査を行う。

6. その他

(1) 国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構における政策医療等の実施	98,870百万円
--	-----------

全国的な政策医療ネットワークを活用し、がん、循環器病等に関する高度先駆的医療、臨床研究、教育研修及び情報発信を推進する。

- 国立がんセンター東病院通院治療部（仮称）の設置（新規） 27百万円
平均在院日数の短縮、患者の身体的・経済的負担の軽減、がん医療水準の向上を図るため、抗がん剤投与の治療を外来で実施できるよう、国立がんセンター東病院に「通院治療部（仮称）」を設置する。

(2) 国立ハンセン病療養所の充実	39,619百万円
-------------------	-----------

居住者棟の更新築整備を推進するとともに、リハビリ体制を強化するなど、入所者に対する医療及び生活環境の充実を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資（社会・援護局一括計上）

- 福祉医療機構の医療貸付（融資）に係る貸付条件の改善
 - ・療養病床の介護老人保健施設への転換に係る貸付要件の緩和
 - ・有床診療所に係る貸付要件の緩和
- 貸付事業規模
貸付契約額 3,708億円（うち医療貸付 1,690億円）

(4) 経済連携協定の円滑な実施	12百万円
日比経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入（看護師）	

フィリピン人看護師候補者の円滑かつ適正な受入を実施する観点から、看護導入研修を実施するとともに、受入施設に対し巡回指導等を行う。（総事業費41百万円）